



令和7年6月25日

午後5時

唐梅館総合公園クラブハウスえぼっく内飲食店の出店者を募集します

- 1 目的 公園を訪れる市民などに飲食を提供する場とし、施設の利便性向上を図るため。
- 2 応募期限 7月10日（木）午後5時まで
- 3 所在地 一関市東山町長坂字西本町 212 番地 8
- 4 募集内容
 - (1) 使用形態 行政財産として年度毎に使用許可
 - (2) 設備 食堂、厨房、施設備品
 - (3) 提供するもの 飲食物
 - (4) 使用料 月額 30,000 円程度（見込み）
（光熱水費・建物損害共済は別途出店者負担）
 - (5) 出店者は、審査のうえ決定
 - ・ 詳しくは下記市ホームページ参照



<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/31,166674,91,293,html>



問い合わせ先

〒029-0302 岩手県一関市東山町長坂字西本町 105 番地 1

東山支所地域振興課まなび・いきがづくり係 小野寺

電話：(0191)47 - 2113 (ダイヤルイン)

FAX：(0191)47 - 2118

メールアドレス：hidefumio@city.ichinoseki.iwate.jp



写真① 外観

- 平成3年建築(築33年)
- 外側玄関 左側の窓側部分が店舗です
- 来客駐車場は、北側・西側などに十分あります



写真② 内側玄関

- 自動ドアあり
- 冷暖房完備
- 机椅子付きですが、経年劣化がみられます
- 店舗内は、清掃済みです



写真③ 厨房

- 厨房用品はありますが、経年劣化がみられます
- 電気、ガス、水道は、敷設してあります
- 鍋窯、食器類は、備え付けてありません
- 店舗内は、清掃済みです

唐梅館総合公園クラブハウスえぼっく内飲食店出店者募集要項

1 目的

唐梅館総合公園を訪れる市民等の飲食提供の場として利便性向上を図るために、クラブハウスえぼっくに店舗する飲食店を募集します。

2 条件等

- (1) 所在地 一関市東山町長坂字西本町 212 番地 8
- (2) 使用面積 厨房含み 100.8 m² (クラブハウスの延べ床面積 716.42 m²)
- (3) 客席 24 席程度
- (4) 営業内容 飲食店
- (5) 休業日 基本月曜日としますが、入居希望者の提案に基づき市と協議の上決定
- (6) 営業時間 市と協議の上決定
- (7) 使用期間 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、施設の使用許可を行います。なお、店舗の設置・撤去等に要する期間は使用期間に含み、使用許可の申請は年度ごとに行っていただきます。
- (8) 許可条件 出店者が次に掲げる事項に該当したときは、決定を取り消すことがあります。
 - ① 出店者の資金事情の変化等により、店舗の設置及び運営が困難であると市が判断したとき
 - ② 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店者が使用者としてふさわしくないと市が判断したとき
- (9) 基本使用料 一関市行政財産使用料条例（平成 17 年 9 月 20 日条例第 48 号）第 2 条に定める額とし、おおむね年額 36 万円程度と見込まれます。
- (10) 光熱水費 別途実費を徴収します。
- (11) ごみ処理 店舗内で発生するすべての廃棄物の処理は、出店者の責任で行い、処理費用も出店者の負担とします。
- (12) 防犯防災 店舗に係る防災対策は、出店者が自ら行い、火災時には、施設の防火管理者の指示に従うこととします。

3 応募資格

- (1) 公共施設内において経営を行うにふさわしい経営の資力、信用、技術、能力等を有すると認められる企業若しくは団体または個人。なお、企業若しくは団体または個人が共同で応募することも可能とします。
- (2) 営業に必要な有資格者を従事させることができる者
- (3) 税の滞納がなく指名停止措置を受けていない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有しない者

4 その他留意事項

- (1) 施設の運営について、市と協力・連携し、施設の利用を促進するよう努めること。
- (2) 許可に基づく権利を第三者に転貸、若しくは譲渡したり担保に供したりはできない。
- (3) 営業による損失等について市は一切の責任を負わないため、賠償責任保険等に加入すること。
- (4) 営業に関し許認可等を必要とする場合、出店者の責任において取得すること。
- (5) 運営に当たり、労働基本法、会計法規、条例、規則その他の関係法令を遵守すること。
- (6) 施設及び設備等については、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、汚損、故障、減耗等が生じた場合は、出店者の負担で維持補修すること。ただし、天災、その他出店者の責めによらない事由による場合は、別途協議の上、市の負担で補修する。
- (7) 出店者が業務の不履行その他の事由により市に損害を与えたときは、出店者は、その害額に相当する金額を、損害賠償額として市に支払わなければならない。
- (8) 出店者が第三者に損害を与えた場合は、すべて自己の責任でその損害額を賠償しなければならない。
- (9) 次の場合は、速やかに市に報告し、その指示に従うこと。
 - ① 従業員が利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあると認められる場合。
 - ② 事故、火災その他の人的物的被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合。
 - ③ 利用者からの苦情その他報告すべき必要があると認められる事態が発生した場合。

(10) 運営状況を確認するため、毎年度終了後 60 日以内又は市の求めに応じて収支報告書を提出すること。

(11) 原状回復について

① 使用許可の期間が終了し、又は許可が取り消された場合には、出店者は、直ちに自己の負担により使用した施設を原状に回復して返還すること。この際には、出店者から市に対しての一切の補償を請求することはできない。

② 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、市は、出店者の負担においてこれを行うことができること。

(12) 本要項に定めのないものは、市と協議の上、取り決めるものとする。

5 使用期間

使用許可の申請は年度ごとに行っていただきます。出店にあたり、出店者と一関市との間で賃貸借契約をしていただくのではなく、市が出店者に対して行政財産の使用許可を与えることを予定しております。

出店のための詳細な取り決めについて、必要な場合は、市と出店者の間で覚書を交わすこととします。

6 募集期間

令和 7 年 6 月 25 日（水）から 7 月 10 日（木）午後 5 時まで

※期限までに応募がない場合又は審査の結果、選定されなかった場合は、随時募集を行い審査しますが、審査の結果選定されない場合もあります。

7 応募方法

申込書や必要書類を添付し、一関市役所東山支所地域振興課へ郵便又は持参により提出いただきます（様式は市のホームページへ掲載します）。

応募書類は、返却いたしません。また、応募書類の作成・提出に要する費用は応募者の負担といたしますので、あらかじめご了承ください。

現場見学の希望には、個別に対応しますので東山支所地域振興課までご相談ください。

応募書類

- ア) 出店者申込書（様式第1号）
- イ) 出店申込者概要書（様式第2号）
- ウ) 役員等調書兼照会承諾書（様式第3号）

添付書類（法人の場合）

- エ) 最近2か年の決算報告書、令和6年度の納税証明書（固定資産税、法人市民税、法人県民税、法人事業税）。
- オ) 会社経歴書
- カ) 代表者略歴書
- キ) 定款及び法人登記事項証明書
- ク) 既に飲食店等の営業をしている場合は、監督官庁の許可証の写し
- ケ) その他会社等を紹介するパンフレット類等

添付書類（個人の場合）

- エ) 令和7年度の所得証明書（令和6年分）。
- オ) 令和6年度の納税証明書（市・県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）。
- カ) 事業所得のある方は、最近2か年の決算報告書及び令和6年度の納税証明書（個人事業税）
- キ) 本人の経歴書
- ク) 住民票
- ケ) 既に飲食店等の営業をしている場合は、監督官庁の許可証の写し

8 出店者の決定

市で応募書類の審査を行います。決定は令和7年7月中旬を予定しています。出店者の決定について、応募者からの質問及び異議申し立てには一切応じられません。

令和 年 月 日

一関市長 佐藤善仁様

所在地

法人名（屋号）

代表者名

㊟

（代表者生年月日 年 月 日生）

唐梅館総合公園クラブハウスえぼっく内飲食店出店者申込書

標記について、唐梅館総合公園クラブハウスえぼっく内飲食店出店者募集要項を了承の上、別紙必要書類を添えて申し込みます。なお、出店者の決定については、一切質問及び異議を申し立てません。

（事務担当責任者）

所属

職・氏名

電話番号

FAX番号

e-mail

様式第2号

出店申込者概要書

1 名称 (個人の場合は氏名)	(代表者職名：)				
2 設立年月	年 月 (飲食業開始年月： 年 月)				
3 本社(店)所在地(店舗のない個人は住所)					
4 本社(店)以外の事業所等の状況	事業所名	所在地	※うち市内の飲食店の状況		
			店舗等名	開店年月	
5 事業内容					
6 資産等の状況 令和 年度末	資産総額 千円		資本額 千円 (うち資本金の額 千円)		
7 売上高の推移 (過去3年間) 各年度事業期間 月～ 月	事業年度	会社全体	うち飲食部門	その他部門	
	年度				
	年度				
	年度				
8 営業利益の推移 (過去3年間)	事業年度	会社全体	うち飲食部門	その他部門	
	年度				
	年度				
	年度				
9 役員の状況	役員数 人 (うち取締役 人、うち監査役 人)				
10 従業員数 令和6年度末	会社全体		うち飲食部門 (調理師)		その他部門
	正職員	人	正職員	人(人)	正職員 人
	パート等	人	パート等	人(人)	パート等 人
	合計	人	合計	人(人)	合計 人
11 その他アピール事項					

役員等調書兼照会承諾書

令和 年 月 日

一 関 市 長 様

提出者 所在地

商号又は名称

職・氏名



次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、一関市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として岩手県警察一関警察署に照会されることを承諾します。

役職等	氏名	ふりがな	生年月日	性別

【注意事項】

- 役員等（法人等にあつては非常勤を含む役員及び監査役並びに一関市所在の営業所等の長が役員でない場合にはその長、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等、個人事業者にあつては当該個人）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている方の同意を取ってください。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

資料 唐梅館総合公園クラブハウスえぽっく内飲食店の出店者を募集します



写真① 外観

- 平成3年建築(築33年)
- 外側玄関 左側の窓側部分が店舗です
- 来客駐車場は、北側・西側などに十分あります



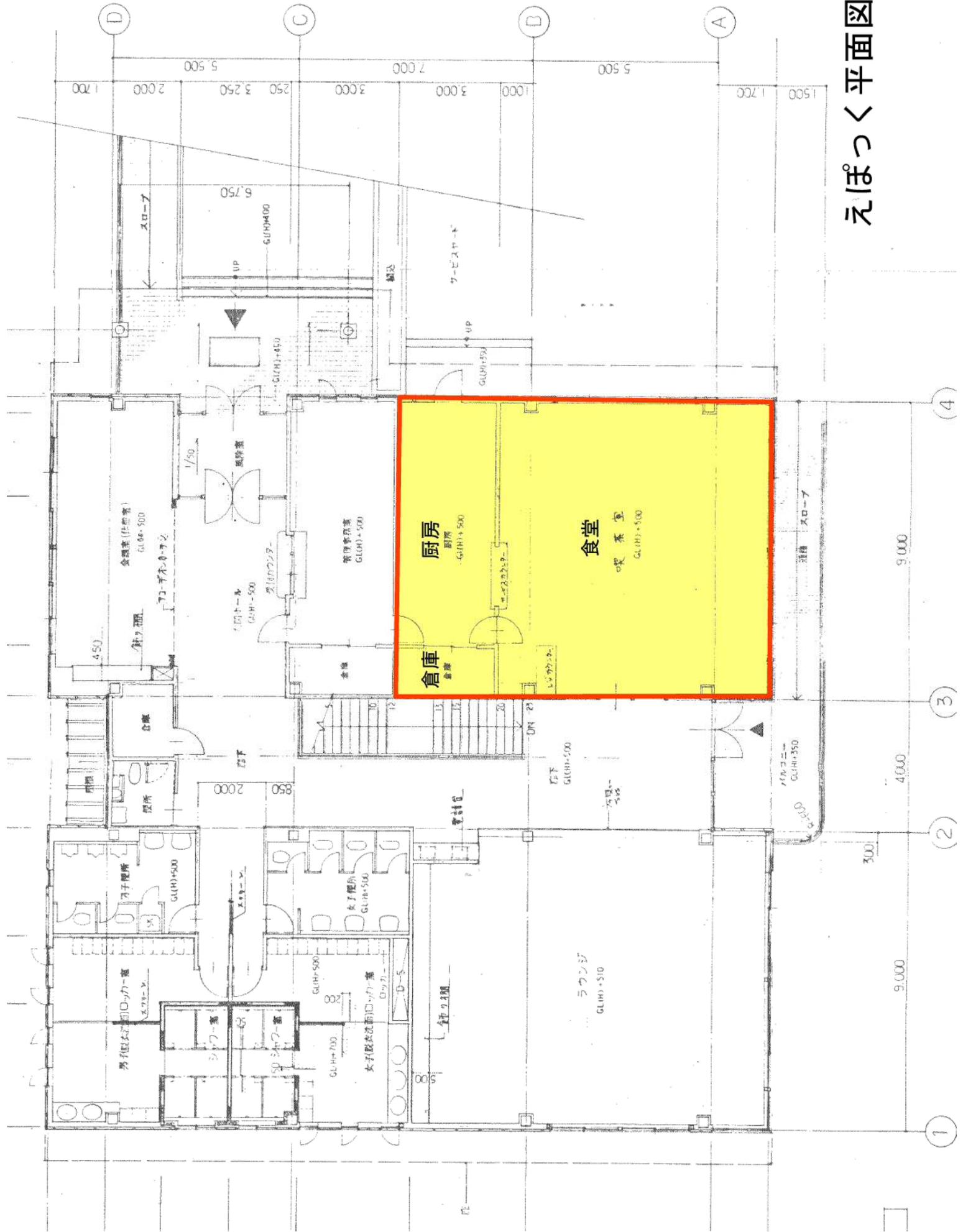
写真② 内側玄関

- 自動ドアあり
- 冷暖房完備
- 机椅子付きですが、経年劣化がみられます
- 店舗内は、清掃済みです



写真③ 厨房

- 厨房用品はありますが、経年劣化がみられます
- 電気、ガス、水道は、敷設してあります
- 鍋窯、食器類は、備え付けてありません
- 店舗内は、清掃済みです



えぼっく平面図